

株 主 各 位

第96期 定時株主総会資料

（ 電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 ）

1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備
についての決議の内容の概要」 1 頁
2. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の運用
状況の概要」 6 頁
3. 連結計算書類の「連結注記表」 9 頁
4. 計算書類の「個別注記表」 22頁

法令並びに当社定款の規定に基づき、上記の事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

上記の事項は監査等委員会および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、事業報告、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

日本山村硝子株式会社

1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会決議した事項は、次のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会において定める経営の基本方針および業務執行方針の大綱ならびに職務分掌に基づき、職務執行を行う。

「取締役会規則」に取締役が取締役会に報告すべき事項を定めるほか、「企業活動に関する基本指針・行動基準」に取締役のコンプライアンス順守のためにとるべき行動規範を定める。内部統制担当役員は、「企業活動に関する基本指針・行動基準」の周知徹底および順守を担当する。

監査等委員は取締役会のほか、その職務分担に従い、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類・資料の閲覧、各部門・事業所や子会社の調査を実施し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査する。

内部通報制度を設け、取締役の法令または定款に違反する行為を発見した者は「内部通報制度に関する規程」に基づき通報することができるとともに、通報した者はそのことにより不利益を被ることがないことを保証されている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令・社内規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を安全かつ検索可能性が高い状態で文書または電磁的媒体に記録、保存、管理する。また、取締役および内部監査部門が、随時閲覧できる体制をとっている。なお、記録、保存、管理する主な情報は、以下のとおりとする。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・経営会議議事録
- ・稟議書
- ・会計帳簿、計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的、組織横断的なリスクの監視および対応は、コーポレート本部管掌役員が行い、各部門の業務執行に係るリスクについては、担当部門長が行う。また、経営に対し重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、経営会議で定める管理責任者が、当該リスク管理の進捗状況を適宜経営会議に報告するほか、必要と認められる場合は取締役会に報告する。

C S R推進室は、各部門と連携し、各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および当社グループ経営にかかわる重要事項は、取締役会（原則、月1回開催）または社長執行役員によって任命された取締役および執行役員等により構成される経営会議（原則、月2回開催）において執行の意思決定を行う。

取締役会の決議を要する重要事項は「取締役会規則」に具体的に定める。また、「稟議規程」に各部門の権限の範囲を明確に定め、適正な組織運営を図る。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会および経営会議において、定期的に担当部門の業務執行状況を報告する。また、各担当部門の責任者は中期経営計画で定める経営目標の実現のため、毎年担当部門の経営計画を作成する。社長執行役員および関係する役員は、四半期報告会において、各担当部門の責任者よりその執行状況の報告を受ける。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社長執行役員は、原則、毎年1回開催する管理者大会において、コンプライアンスに関する基本方針を発表する。

コンプライアンス体制の基礎として「企業活動に関する基本指針・行動基準」を定める。内部統制担当役員は、グループ全社の業務執行が法令および定款に適合していることを監視し、必要な場合には諸施策を策定し、実施する。

反社会的勢力または団体に対しては、「企業活動に関する基本指針・行動基準」に基づき、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

内部通報制度を設け、法令および定款に違反する行為を発見した者は「内部通報制度に関する規程」に基づき通報することができる。通報した者は、そのことにより不利益を被ることがないことを保証されている。

グループ全社の業務執行が法令および定款に適合していることを保証するため、執行部門から独立した組織であるCSR推進室による内部監査を定期的の実施する。

監査等委員は当社の法令順守体制および内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるなど、必要な措置を適時に講じる。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「企業活動に関する基本指針・行動基準」は、企業集団で共有する。

(1) 子会社取締役の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制

当社コーポレート本部管掌役員は、「重要事実についてのグループ会社の報告義務」に基づき、グループ全体の業務の適正に対して重要な影響を与える事象について子会社取締役より報告を受け、必要と認められる場合は当社取締役会に報告する。

グループ社長会を定期的（年2回）に開催し、当社グループの重要な経営方針について認識の共有を図る。

監査等委員はその職務分担に従い、グループ社長会に出席する。

子会社取締役は「グループ会社の稟議審査基準」に基づき、当該基準に該当する重要事項の決定や発生が見込まれる場合、当社経営会議に稟議申請を行い、当社の承認を得た後、それを実行する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの横断的なリスクの監視および対応は、当社コーポレート本部管掌役員が行い、子会社の業務執行に係るリスクについては、当該子会社取締役が行う。子会社の経営に対し重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、当該子会社取締役が、当該リスク管理の進捗状況を適宜当社コーポレート本部管掌役員に報告する。当社コーポレート本部管掌役員は、必要と認められる場合は当社取締役会に報告する。

また、当社グループ経営に対し重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、当社経営会議で定める管理責任者が、当該リスク管理の進捗状況を適宜当社経営会議に報告するほか、必要と認められる場合は当社取締役会に報告する。

当社CSR推進室は、子会社と連携し、それらの日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

(3) 子会社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社取締役は、中期経営計画で定める経営目標の実現のため、毎年経営計画または予算を作成する。子会社取締役は、四半期報告会やその他会議において、当該子会社の営業成績や財務状況その他重要な情報などを報告する。

(4) 子会社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社取締役は、各社取締役会等の決議機関において定める経営方針に基づき、職務執行を行う。

当社の「企業活動に関する基本指針・行動基準」は当社グループで共有しており、各社取締役のコンプライアンス順守のためにとるべき行動規範を定める。各社取締役は、当該子会社に対し「企業活動に関する基本指針・行動基準」の周知徹底および順守を担当する。

法令または定款に違反する行為が子会社取締役による場合でも、その行為を発見した者は当社「内部通報制度に関する規程」に基づき通報することができる。

7. 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制

当社および当社グループの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定める。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の職務の補助に充てるため、監査等委員会室を設置する。

監査等委員会室は使用人により構成し、監査等委員会の指揮命令下において業務を執行する。また当該使用人の人選については監査等委員会の意見を尊重して行う。

9. 前号の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

前号の補助すべき使用人の人事考課および人事異動については監査等委員会の同意を得て行う。監査等委員が当該使用人に対して指示した業務については、業務執行側の指揮命令権に優先する。

10. 監査等委員会への報告に関する体制

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員会は、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況についての報告を聴取する。また、その職務分担に従い、経営会議等重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の業務執行状況を把握するとともに、適宜、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人との情報交換、意見交換を行う。

社長執行役員は、監査等委員会と定期的（原則、半期毎）に懇談会を開催し、情報交換ならびに意見交換を行う。

内部通報制度を設け、「内部通報制度に関する規程」を定め、社内受付窓口管理者は定期的（原則、四半期毎）に取締役会に子会社からの内部通報も含めその運用状況を報告するほか、法令違反その他のコンプライアンス上の特に重要な問題については、監査等委員に直接報告を行う。

(2) 子会社取締役、監査役、使用人（以下『子会社取締役等』という。）またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

子会社取締役等は、監査等委員から職務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切に報告を行う。

監査等委員はその職務分担に従い、子会社監査役と定期的（原則、半期毎）に連絡会議を開催し、情報交換を行う。

子会社監査役が当該子会社もしくは当社、または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を把握したときは、連絡会議を待たず遅滞なく監査等委員に報告を行う。

子会社取締役等より、当該子会社もしくは当社、または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について報告を受けた者は、監査等委員に報告を行う。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告を受けた監査等委員は、その内容に対し特段の理由がない限り守秘義務を負っている。監査等委員に報告した者は、そのことにより不利益を被ることがないことを保証されている。

12. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該費用または債務を処理する。

監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

13. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員はその職務分担に従い、業務執行に係る重要な会議に出席する。各組織階層での業務執行の監査の実効性を確保できるよう、取締役は部門長および担当者に監査の重要性を認識させる。

監査等委員会は、CSR推進室と連絡会議を定期的（原則、半期毎）に開催するほか、連携して業務監査を行う。また、会計監査人と随時、意見交換を行い、連携して会計監査および業務監査を行う。

2. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要」

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「取締役会規則」および「企業活動に関する基本指針・行動基準」は社内イントラネット上に掲載し、常に閲覧できる状態にある。また、機会あるごとに社内周知を図っている。

内部通報制度の社内受付窓口管理者は、四半期毎に取締役会においてその運用状況を報告している。

2025年3月に開催した管理者大会において、社長執行役員はコンプライアンスに関する取組み方針を発表している。

反社会的勢力または団体に対しては、「企業活動に関する基本指針・行動基準」において、反社会的勢力からの不当な要求に応じない、あるいは反社会的勢力を利用する等の行為を行わないことを定めている。また、兵庫県企業防衛対策協議会に所属し、定期的に情報交換の場を持ち、平素から緊密な連携を保ち、連絡・通報体制を確立している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録および稟議書等の重要な情報（文書または電磁的記録）は、法令・社内規程に従い適切に保存および管理されており、必要に応じて閲覧可能な状態が維持されている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の業務執行に係るリスクについては担当部門長が対応している。

C S R推進室が当社各部門に対して半期毎にコンプライアンス監査を実施しており、その結果を社長執行役員および内部統制担当役員へ報告している。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において取締役会を13回、経営会議を22回開催し、機動的な意思決定を行っている。

業務執行取締役は3ヵ月に1回、業務執行状況を取締役会に報告している。

全部門の経営計画は所定の時期に作成され、四半期毎に『四半期報告会』として社長執行役員および関係する役員に報告している。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ社長会は当事業年度に2回開催している。当会議には常勤監査等委員も出席し、子会社のモニタリング、情報共有を行っている。

当事業年度において、監査等委員および連結子会社の監査役が出席する連絡会議を2回開催している。

子会社の業務執行に係るリスクについては、当該子会社取締役が担当している。

C S R推進室によるコンプライアンス監査は、国内連結子会社に対して半期毎、海外連結子会社に対して年1回実施している。非連結子会社に対しても子会社取締役順守事項の確認を実施している。

子会社の経営計画や予算は所定の時期に作成され、四半期報告会やその他会議でその達成状況を報告している。

子会社取締役がコンプライアンス順守のためにとるべき行動規範は、当社が定めている「企業活動に関する基本指針・行動基準」が共通に適用される。

法令および定款に違反する行為を行った者が子会社取締役であっても、当社の内部通報制度を利用して通報することができるとともに、制度を利用して通報した者はそのことにより不利益を被ることがないよう規程で保証されている。

子会社取締役は「グループ会社の稟議審査基準」に基づき、当該基準に該当する重要事項の決定や発生が見込まれる場合、当社経営会議に稟議申請を行い、当社の承認を得た後、それを実行している。

6. 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」に沿って財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮して内部統制の評価範囲を決定し運用しており、また当該財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施している。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項と、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務の補助に充てるため、監査等委員会室を設置している。監査等委員会室は使用人により構成し、監査等委員会の指揮命令下において業務を執行している。

当該使用人の人事考課および人事異動については、監査等委員会の同意を得て行っている。監査等委員が当該使用人に対して指示した業務については、業務執行側の指揮命令権に優先する。

8. 監査等委員会への報告に関する体制およびその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は取締役会に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の業務執行状況を把握している。また、常勤監査等委員は経営会議等の重要な会議にも出席している。

社長執行役員は当事業年度に監査等委員会との懇談会を開催し、情報交換ならびに意見交換を行っている。

内部通報制度の社内受付窓口管理者はその運用状況について、四半期毎に取締役会で報告を行っており、監査等委員は当該取締役会に出席しその報告を受けている。また、法令違反その他のコンプライアンス上の特に重要な問題について、社内受付窓口管理者は常勤監査等委員に直接報告を行っている。

内部通報制度に関する規程において、その制度を利用しない報告であっても、報告した者はそのことにより不利益を被ることがないよう保証されることを規定している。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、一定額の予算を設けている。

監査等委員がその職務の執行について生じた費用等について、当社は適切に処理を行っている。

当事業年度において、監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員のための顧問とすることを求めた事例はない。

10. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当事業年度において、監査等委員会を13回、C S R推進室との連絡会議を2回開催している。

会計監査人との連携については、当事業年度において、双方が会しての報告会を6回開催している。また、常勤監査等委員、および監査等委員会を補佐する監査等委員会室が、会計監査人監査に随時立ち会いを実施している。

3. 連結計算書類の「連結注記表」

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 12社

山村ロジスティクス(株)、山村倉庫(株)、星硝(株)、中山運送(株)、山村プラスチックプロダクツ(株)、山村フォトリクス(株)、(株)山村製塩所、山村ＪＲ貨物きらベジステーション(株)、展誠（蘇州）塑料製品有限公司、山村ウタマ・インドプラス、山村インターナショナル・タイランド、山村インターナショナル・カリフォルニア

当連結会計年度より、非連結子会社であった山村ＪＲ貨物きらベジステーション(株)は、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、台湾山村光學股份有限公司（ニューガラス関連事業）は、清算が終了したことに伴い、連結の範囲から除いております。

主要な非連結子会社の名称等

山硝（上海）商貿有限公司

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 2社

サンミゲル山村パッケージング・コーポレーション、サンミゲル山村パッケージング・インターナショナル

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社の名称等

山硝（上海）商貿有限公司

持分法非適用会社は、連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除いております。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、展誠（蘇州）塑料製品有限公司、山村ウタマ・インドプラス、山村インターナショナル・タイランドおよび山村インターナショナル・カリフォルニアの決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券	その他有価証券	
	市場価格のない株式等 以外のもの	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定)
	市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
デリバティブ取引により生じる正味の債権	(および債務)	
		時価法
棚卸資産	製品、商品、仕掛品	主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの 方法により算定)
	原材料、貯蔵品	主として先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの 方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	主として定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法 を採用しております。 なお、耐用年数は主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっており ます。
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基 づいております。
リース資産	
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産	自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しておりま す。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しておりま す。
少額減価償却資産	3年均等償却 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、主として法人税法に規 定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不 能見込額を計上しております。
-------	---

賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員賞与引当金	役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
環境対策引当金	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、P C B廃棄物の処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
製品保証引当金	品質保証等に係る費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を理解する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

- ①退職給付見込額の
期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の
費用処理方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社および関連会社の資産および負債は、決算時の為替相場により円貨に換算し、損益は期中平均為替相場により円貨に換算しております。なお、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法 主に繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、適用要件を満たす場合、金利スワップの特例処理、為替予約等の振当処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象 スワップ・オプション・為替予約・外貨建借入金等を手段として、契約時に存在する債権債務等・実現可能性の高い予定取引・在外子会社等に対する持分への投資のみを対象としております。
- ③ヘッジ方針 内部規程においてヘッジの手段と対象を定め、金利・為替・価格変動リスクをヘッジする方針です。
- ④ヘッジ有効性評価の方法 取引対象と手段の相関関係を検討する事前テストのほか、必要に応じて事後テストを行っております。
- ⑤その他 リスク管理方法として、取引基準金額、取引相手先の信用リスクに対する基準を定めております。

(8) のれんの償却方法および償却期間

のれん相当額の償却については、発生原因に応じて、20年以内の一定の年数で均等償却することとしております。

(9) グループ通算制度の適用

当社および一部の連結子会社は、当連結会計年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌連結会計年度からグループ通算制度を適用することとなりました。

なお、当連結会計年度末から、法人税および地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,094
法人税等調整額	△626

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、繰延税金資産について、将来の課税所得の見積りに基づいて回収可能性の判断を行っております。なお、当社および一部の連結子会社は翌連結会計年度よりグループ通算制度を適用することとしており、グループ通算制度を適用する場合の税効果会計により会計処理を行っております。

将来の課税所得の見積りにあたっては、現在策定している事業計画に基づいたスケジュールリング等を考慮しております。当社のコア事業であるガラスびん関連事業においては、国内ガラスびん業界全体で長期的には少子高齢化による人口減少や他素材容器への転換等による需要減を見込んでおります。また、燃料・動力価格の高止まりを見込んでおります。

なお、将来の課税所得見積り額の変更や税制改正による税率変更等が実施された場合には、繰延税金資産が減額され、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数の変更

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当連結会計年度より費用処理年数を主として9年に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

追加情報

株式付与E S O P信託

(1) 取引の概要

当社は、2024年11月18日開催の取締役会において、当社および当社グループ会社の従業員（以下「従業員」といいます。）を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

本制度では、株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「E S O P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。

従業員インセンティブ・プランとしてE S O P信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものです。

E S O P信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

(2) 信託に残存する自社の株式

E S O P信託に残存する当社株式を、E S O P信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度末において783百万円および477千株です。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

有形固定資産

14,669百万円

担保に係る債務

長期借入金（1年内返済分を含む）

3,357百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

106,031百万円

（リース資産に係る減価償却累計額を含む）

3. 保証債務

以下の会社のリース債務に対し、債務保証を行っております。

	保証債務残高 (百万円)	(うち他者による保証等を 考慮した実質負担額) (百万円)
株式会社ワイティエフ	626	(307)

4. 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等による圧縮記帳累計額

1,504百万円

5. 顧客との契約から生じた債権の残高および契約資産の残高

受取手形	5,129百万円
売掛金	14,569百万円
契約資産	－百万円

6. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高

340百万円

7. 財務制限条項

当連結会計年度末の借入残高10,553百万円(1年内返済分を含む)には、主に以下の財務制限条項が付されております。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表および単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額を一定の金額以上に維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書および単体の損益計算書に記載される営業損益および経常損益を2期連続して損失としないこと。
- (3) 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を一定金額以上としないこと。但し、連結損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金および減価償却費の合計金額にて除算し算出される値が10倍以内である場合は、期限の利益喪失事由に抵触しない。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | | |
|-----------------|------|----------|
| 1. 発行済株式の総数 | 普通株式 | 11,145千株 |
| 2. 剰余金の配当に関する事項 | | |

(1) 配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 510百万円

1株当たり配当額	50円00銭
----------	--------

基準日 2024年 3 月31日

効力発生日 2024年 6 月27日

2024年11月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 306百万円

1 株当たり配当額 30円00銭

基準日 2024年 9 月30日

効力発生日 2024年12月 6 日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月26日開催予定の定時株主総会において、次の議案を付議する予定です。

株式の種類 普通株式

配当金の総額	1,123百万円
--------	----------

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額	105円00銭
----------	---------

基準日 2025年 3 月31日

効力発生日 2025年 6 月27日

(注) 2025年6月26日開催予定の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金50百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループ（当社および連結子会社）は、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入や社債発行、新株の発行等によるものとしております。デリバティブは、契約時に存在する債権債務等・実現可能性の高い予定取引・在外子会社等に対する持分への投資のみを対象としております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理業務として、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制を敷いております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、経理担当部門が定期的に時価を把握しております。

長期貸付金については、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付先の信用状況を定期的に把握する体制を敷いております。

営業債務である支払手形および買掛金は、そのほとんどが1年内の支払期日です。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジ会計の方法については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「4. (7)」をご参照ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）1、2を参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額※2	時価※2	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	2,624	2,624	－
(2) 社債	(857)	(840)	△17
(3) 長期借入金	(16,167)	(15,973)	△193
(4) デリバティブ取引※3	150	150	－

※1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「1年内償還予定の社債」については、現金であること、並びに、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金および1年内償還予定の社債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

- （注）1. 投資有価証券のうち、非上場株式240百万円は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができないため、「(1) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。
2. 関係会社株式、関係会社出資金については、全て市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができないため、時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 其他有価証券	2,624	－	－	2,624
デリバティブ取引※	－	150	－	150

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
社債	－	840	－	840
長期借入金	－	15,973	－	15,973

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

(2) デリバティブ取引

金利スワップ、為替予約およびコモディティスワップの時価は、取引先金融機関等から提示された価格であり、レベル 2 の時価に分類しております。

(3) 社債、長期借入金

これらの時価は元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	ガラスびん関連事業	プラスチック容器関連事業	物流関連事業	ニューガラス関連事業	計		
売上高							
顧客との契約から生じる収益	47,043	8,269	14,000	3,107	72,421	172	72,593
その他の収益	－	－	743	－	743	－	743
外部顧客への売上高	47,043	8,269	14,744	3,107	73,164	172	73,337

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、植物事業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

①ガラスびん関連事業

主にガラスびんの製造・販売を行っております。国内販売では、顧客へ商品または製品を引き渡した時点で、商品または製品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、代替的な取扱いに従い出荷時点で収益を認識しております。輸出販売に関しては、貿易取引条件に従い、商品または製品に対するリスクと便益が顧客に移転した時点で収益を認識しております。また、製びん機、搬送装置等の製造・販売においては、顧客による設置完了後の性能確認が完了した時点で収益を認識しております。

②プラスチック容器関連事業

主にプラスチックキャップの製造・販売を行っております。国内販売では、顧客へ商品または製品を引き渡した時点で、商品または製品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、代替的な取扱いに従い出荷時点で収益を認識しております。また、輸出販売に関しては、貿易取引条件に従い、商品または製品に対するリスクと便益が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

③物流関連事業

主に輸送・保管および構内作業を行っております。顧客との契約における取引単価と取扱い物量に基づき、役務提供（サービス）が完了した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

④ニューガラス関連事業

エレクトロニクス用ガラスおよび電気・電子機器用ガラス部品等の製造・販売を行っております。国内販売では、顧客へ商品または製品を引き渡した時点で、商品または製品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、代替的な取扱いに従い出荷時点で収益を認識しております。また、輸出版売に関しては、貿易取引条件に従い、商品または製品に対するリスクと便益が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

⑤その他事業

主に農産物の生産・仕入・販売を行っております。顧客へ商品または製品を引き渡した時点で、商品または製品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、代替的な取扱いに従い出荷時点で収益を認識しております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1年以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	20,787
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	19,699
契約負債（期首残高）	182
契約負債（期末残高）	340

契約負債は、顧客に財又はサービスを移転する義務のうち、主に顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 5,359円18銭
- 1 株当たり当期純利益 271円54銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式および 1 株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、株式付与 E S O P 信託が所有する当社株式（当連結会計年度末477千株、期中平均株式数61千株）を控除して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

- 関係会社清算益
当社の連結子会社であった台灣山村光學股份有限公司の清算終了によるものです。
- 減損損失
当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
兵 庫 県 尼 崎 市	遊 休 資 産	建 物 及 び 構 築 物	107百万円
福 井 県 大 飯 郡	そ の 他 生 産 設 備 等	建 物 及 び 構 築 物	484百万円
		機 械 装 置 及 び 運 搬 具	291百万円
		工 具 、 器 具 及 び 備 品	28百万円
		建 設 仮 勘 定	0百万円
		無 形 固 定 資 産	0百万円
合 計			913百万円

当社グループは、原則として事業用資産については事業部門の区分により、賃貸・遊休資産については物件ごとに区分し、資産のグルーピングを行っております。

兵庫県尼崎市の遊休資産について、使用見込みがないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額107百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額を使用し、他への転用が困難なため、零と算定しております。

福井県大飯郡のその他生産設備等は、収益性が悪化していることから、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額806百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額を使用し、売却が困難であることから零と算定しております。

(備考) 当連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 計算書類の「個別注記表」

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

製品、商品、仕掛品 主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料、貯蔵品 主として先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数は主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 少額減価償却資産

3年均等償却

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、P C B廃棄物の処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(6) 製品保証引当金

品質保証等に係る費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を理解する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主に繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、適用要件を満たす場合、金利スワップの特例処理、為替予約等の振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

スワップ・オプション・為替予約・外貨建借入金等を手段として、契約時に存在する債権債務等・実現可能性の高い予定取引・在外子会社等に対する持分への投資のみを対象としております。

③ ヘッジ方針

当社の内部規程においてヘッジの手段と対象を定め、金利・為替・価格変動リスクをヘッジする方針です。

④ ヘッジ有効性評価の方法

取引対象と手段の相関関係を検討する事前テストのほか、必要に応じて事後テストを行っております。

⑤ その他

リスク管理方法として、取引基準金額、取引相手先の信用リスクに対する基準を定めております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

6. グループ通算制度の適用

当社は、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度を適用することとなりました。

なお、当事業年度末から、法人税および地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産※	952
法人税等調整額	△365

※繰延税金資産の金額は相殺前繰延税金資産1,867百万円から繰延税金負債914百万円を相殺した金額です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、繰延税金資産について、将来の課税所得の見積りに基づいて回収可能性の判断を行っております。なお、当社は翌事業年度よりグループ通算制度を適用することとしており、グループ通算制度を適用する場合の税効果会計により会計処理を行っております。その結果、繰延税金資産総額6,321百万円に対して将来において回収が見込まれる1,867百万円を相殺前繰延税金資産として算定し、4,454百万円を評価性引当額として算定しております。

将来の課税所得の見積りにあたっては、現在策定している事業計画に基づいたスケジューリング等を考慮しております。当社のコア事業であるガラスびん関連事業においては、国内ガラスびん業界全体で長期的には少子高齢化による人口減少や他素材容器への転換等による需要減を見込んでおります。また、燃料・動力価格の高止まりを見込んでおります。

なお、将来の課税所得見積り額の変更や税制改正による税率変更等が実施された場合には、繰延税金資産が減額され、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数の変更

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当事業年度より費用処理年数を9年に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

追加情報

株式付与E S O P信託

連結注記表「追加情報」に記載した内容と同一のため記載を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

有形固定資産

14,089百万円

担保に係る債務

長期借入金（1年内返済分を含む）

2,900百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

96,076百万円

（リース資産に係る減価償却累計額を含む）

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権

1,556百万円

長期金銭債権

1,205百万円

短期金銭債務

2,851百万円

4. 保証債務

以下の会社のリース債務に対し、債務保証を行っております。

	保証債務残高 (百万円)	(うち他者による保証等を 考慮した実質負担額) (百万円)
株式会社ワイティエフ	626	(307)

5. 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等による圧縮記帳累計額

279百万円

6. 退職一時金制度および規約型確定給付企業年金制度に基づく退職給付引当金の期末残高

（年金資産のうち、退職給付信託に係る退職給付引当金に相当する金額を含む）は、以下のとおりです。

	退 職 一 時 金	規約型確定給付企業年金	合 計
①退職給付引当金（年金資産控除前）	2,038百万円	△289百万円	1,749百万円
②退職給付信託の年金資産	－	244百万円	244百万円
③退職給付引当金（純額）(①－②)	2,038百万円	△533百万円	1,504百万円

7. 財務制限条項

当事業年度末の借入残高10,553百万円(1年内返済分を含む)には、主に以下の財務制限条項が付されております。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表および単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額を一定の金額以上に維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書および単体の損益計算書に記載される営業損益および経常損益を2期連続して損失としないこと。
- (3) 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を一定金額以上としないこと。但し、連結損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金および減価償却費の合計金額にて除算し算出される値が10倍以内である場合は、期限の利益喪失事由に抵触しない。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	3,490百万円
売上原価	5,049百万円
販売費及び一般管理費	5,774百万円
営業取引以外の取引高	998百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	934千株	478千株	489千株	923千株

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式数923千株には、株式付与E S O P信託口が所有する477千株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加478千株は、株式付与E S O P信託口が当社から取得したことによる増加477千株および単元未満株式の買取りによる増加1千株によるものです。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少489千株は、当社が株式付与E S O P信託口へ処分したことによる減少477千株および特別奨励金スキーム導入に伴い、日本山村硝子従業員持株会へ処分したことによる減少12千株によるものです。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	2,264百万円
退職給付引当金	543百万円
減損損失	917百万円
関係会社株式評価損	1,533百万円
その他	1,061百万円

繰延税金資産小計	6,321百万円
----------	----------

評価性引当額	△4,454百万円
--------	-----------

繰延税金資産合計	1,867百万円
----------	----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△451百万円
固定資産圧縮積立金	△397百万円
その他	△65百万円

繰延税金負債合計	△914百万円
----------	---------

繰延税金資産の純額	952百万円
-----------	--------

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.58%から31.47%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

3. 当社は、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度を適用することとなったため、法人税および地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理および開示については、グループ通算制度の適用を前提として「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第42号 2021年8月12日）を当事業年度末から適用しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

- 1. ファイナンス・リース取引
リース資産総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。
- 2. オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
該当はありません。

関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	山 村 倉 庫 株 式 会 社	所有 直接100%	資金の借入	資金の借入 (注1)	1,001 (注2)	短期借入金	1,000

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. キャッシュ・マネジメント・システムによる借入であり、当社が運転資金等を一元的に管理しております。
なお、借入利率は市場金利を勘案した社内レートを使用しており、担保は提供していません。
2. 借入金の取引金額については、借入期間の平均残高を記載しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移
転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

①ガラスびん関連事業

主にガラスびんの製造・販売を行っております。国内販売では、顧客へ商品または製品を引き渡した時点で、商品または製品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、代替的な取扱いに従い出荷時点で収益を認識しております。輸出版売に関しては、貿易取引条件に従い、商品または製品に対するリスクと便益が顧客に移転した時点で収益を認識しております。また、製びん機、搬送装置等の製造・販売においては、顧客による設置完了後の性能確認が完了した時点で収益を認識しております。

②プラスチック容器関連事業

主にプラスチックキャップの製造・販売を行っております。国内販売では、顧客へ商品または製品を引き渡した時点で、商品または製品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、代替的な取扱いに従い出荷時点で収益を認識しております。また、輸出版売に関しては、貿易取引条件に従い、商品または製品に対するリスクと便益が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

③ニューガラス関連事業

エレクトロニクス用ガラス等の製造・販売を行っております。国内販売では、顧客へ商品または製品を引き渡した時点で、商品または製品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、代替的な取扱いに従い出荷時点で収益を認識しております。また、輸出版売に関しては、貿易取引条件に従い、商品または製品に対するリスクと便益が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

④その他事業

農産物の仕入・販売を行っております。顧客へ商品を引き渡した時点で、商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、代替的な取扱いに従い出荷時点で収益を認識しております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1年以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 4,216円32銭

2. 1株当たり当期純利益 188円30銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式および1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、株式付与E S O P信託が所有する当社株式（当事業年度末477千株、期中平均株式数61千株）を控除して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

1. 関係会社株式評価損

当社の子会社である山村 J R 貨物きらベジステーション株式会社の株式を減損処理したものです。

2. 関係会社貸倒引当金繰入額

当社の子会社である山村 J R 貨物きらベジステーション株式会社の債権に対する貸倒引当金を計上したものです。

3. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
兵庫県尼崎市	遊休資産	建物	107百万円

当社は、原則として事業用資産については事業部門の区分により、賃貸・遊休資産については物件ごとに区分し、資産のグルーピングを行っております。

兵庫県尼崎市の遊休資産について、使用見込みがないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額を使用し、他への転用が困難なため、零と算定しております。

(備考) 当個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。